

諮問第405号 環水大土発第1504213号 平成27年4月21日

中央環境審議会会長 浅野直人殿

環 境 大 臣 望 月 義



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(諮問)

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。) について、

- (1) 別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N-[1, 1-ジメチル-2-(4-イソプロポキシ-o-トリル)-2-オキソエチル]-3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド (別名イソフェタミド)

(3 S, 3 a S, 4 S, 4 a S, 7 S, 9 a R, 9 b R, 12 S) -7, 12-9ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4a. 7-メタノ-9b, 3-プロペノアズレノ [1, 2-b] フラン-4-カルボン酸 $\nabla tt (3S, 3aR, 4S, 4aS, 6S, 8aR, 8bR, 11S) - 6, 11$ -ジヒドロキシ-3-メチル-12-メチレン-2-オキソー4a,6-エタノ4-カルボン酸(別名ジベレリン A_3)、(3S, 3aR, 4S, 4aR, 7R, 9 a R, 9 b R, 12 S) - 7, 12-ジヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン -2-オキソペルヒドロー4a,7-メタノー3,9b-プロパノアズレノ[1,2-b] フラン-4-カルボン酸(別名ジベレリンA₁)、(3 S₁、3 a R₁、4 6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4a, 7-メタノ-9b, 3-プロパ ノアズレノ「1, 2-b〕フラン-4-カルボン酸(別名ジベレリンA。及び (3S, 3aR, 4S, 4aR, 7R, 9aR, 9bR, 12S) -12-キシー3-メチルー6-メチレン-2-オキソペルヒドロー4a. 7-メタノ -9b, 3-プロペノアズレノ [1, 2-b] フラン-4-カルボン酸 (別名 ジベレリンA₇)の混合物

ジメチル=4, 4' -o - 0

(2RS, 3RS) - 1 - (4-クロロフェニル) - 4, 4-ジメチル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) ペンタン-3-オール (別名 パクロブトラゾール)

2-xチル-3, $7-\tilde{y}$ メチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]<math>-4-キノリル=メチル=カルボナート(別名フロメトキン)

(別紙2)

メチル=スルファニルイルカルバマートナトリウム塩(別名アシュラムナトリウム塩又はアシュラム)

エチル= (RS) - 2 - $[4 - (6 - \rho \Box \Box + J + \psi])$ - 2 - $J - \lambda$ - $J - \lambda$

2, 2, 2ートリフルオロエチル= (S) - [2-メチル-1-(p-トルオ イルアミノメチル) プロピル] カルバマート (別名トルプロカルブ)

メチル= $\{2-\rho \Box \Box -4- \overline{\partial} -5- [5, 6, 7, 8- \overline{\partial} -5+ \overline{\partial} \Box \Box -3- \overline{\partial} +1+ \overline{\partial} -1+ \overline{\partial} -3+ \overline{\partial} -1+ \overline$

 N^6 ーベンジルアデニン又はNーベンジルー 1H-プリンー 6-アミン(別名 ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン)

(RS) -2 - λ トキシーN - λ + λ - α - α



中環審第841号 平成27年4月21日

中央環境審議会 土壌農薬部会 部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会 会長 浅野



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成27年4月21日付け諮問第405号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。